

令和 7 年度

草加市つどいの広場事業補助対象団体等募集要領

令和 7 年 5 月

草 加 市

令和7年度草加市つどいの広場事業補助対象団体等募集要領

1 募集の趣旨

つどいの広場とは、主に0歳児から3歳児までの就学前子どもをもつ親子が気軽に集い、語り合い、交流を図り、情報交換や育児相談等を行う場を地域に設置することによって、安心して子育てや親育ちができるような環境をつくることを目的としたもので、草加市つどいの広場事業補助金交付要綱（平成17年告示第98号。以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、その設置・運営を行う団体及び事業者（以下「団体等」という。）を募集します。

2 設置地区

花栗中学校区内（資料 花栗中学校区地図のとおり）

3 補助対象期間

原則として補助対象となる運営期間は令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）3月31日までとします。

別途、準備期間1か月分有ります。

※ 令和8年度以降の補助については、毎年度予算の範囲内の金額となります。

4 補助対象事業内容

- (1) 地域の子育て家庭の親と主に0歳から3歳までのこども（以下「子育て親子」という。）に対して、気軽にかつ自由に利用し、交流できる場を、原則として開設日数については週5日以上、開設時間については、午前10時から午後4時までを含む5時間以上とすること。
- (2) 子育てに不安等をもっている子育て親子に対する相談、援助をすること。
- (3) 子育て親子が必要とする、身近な地域の子育て支援に関する情報を提供すること。
- (4) 地域の子育てに関心のある者や、つどいの広場の利用者等を対象に、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。
- (5) 施設は、一度に10組程度の親子が利用しても支障のないスペース（1組当たりの最低面積の目安を1.65㎡）を有し、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障や危険が生じないよう必要な設備を有すること。
- (6) 職員は、保育士、保健師等の有資格者又は子育て親子の支援に相当の知識と経験を有する専任職員2名以上を配置すること。
- (7) 草加市保健センター、草加市こども青少年課（児童館・児童センター）、草加市

こども育成支援課及び草加市こども家庭課等の関連機関と連携を密にするよう努めること。

- (8) 団体は、補助対象事業を実施するために必要な経費の一部を、利用者から徴収することができる。ただし、利用者から徴収した利用料と市補助金等を合わせた金額が、年度末までの補助対象事業の実施に必要な経費を上回った場合は、上回った金額を市に返還すること。

5 補助対象経費

(1) 初度設備整備費

- ① 初度設備整備のための改修費
- ② 初度設備整備に必要な備品購入費
- ③ 初度設備整備に必要な消耗品費

※ 上記のいずれについても、事業の初年度に限る。

(2) 施設費及び運営費

- ① 空き店舗等の賃借料、管理費又は共益費、敷金及び礼金
- ② 事業に使用する施設を団体又は団体構成員が所有する場合、月額10万円を上限とした減価償却相当額

※ 上記①の賃借料、管理費又は共益費及び上記②の経費は、施設の改修に伴い事業を休止する場合、改修に要する期間分として1か月分を上限とする。

- ③ 運営に必要となる施設の修繕費及び工事費
- ④ 施設管理に関する委託料
- ⑤ 人件費（要綱第2条第2項の事業に要するものを除く）
- ⑥ 研修費
- ⑦ 謝金
- ⑧ 需用費
- ⑨ 役務費
- ⑩ 備品購入費
- ⑪ 商店街などの会費

(3) 上限額

初度設備整備費及び

施設を改修する場合、1か月分の賃借料等 3,929,000円

運営費として 5,072,000円

合 計 9,001,000円

※ 原則、区分毎の上限額を上回る補助対象経費は認められませんが、草加市との

協議により必要が認められる場合は補助対象経費総額内での変更は認めます。

6 応募資格

応募資格は、次の全ての要件を満たす団体等とします。

- (1) 補助対象期間中、上記「4 補助対象事業内容」に掲げることを実施できる団体等であって草加市内に主な事務所を有すること。
- (2) 主に0歳児から3歳児までの就学前子どもや保護者が気軽に集い、交流を図る等子育て支援に係る事業やイベントの実績が過去5年以内にあること。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じです。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下でないこと。
- (6) その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含みます。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいいます。)が暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (8) 地方税及び国税を滞納していないこと。

7 審査対象からの除外

次の条件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 審査に係る不正な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類等の提出期間内に申請書類が提出されなかった場合
- (5) その他不正行為があった場合

8 遵守項目

本事業に従事する人は、業務を通じて知り得た個人情報については、業務遂行以外に使用しないこと。

9 スケジュール

- (1) 質問提出期限

令和7年(2025年)6月9日(月)

(2) 質問回答

令和 7 年(2025年) 6 月 1 7 日 (火)

(3) 参加表明書・選定申請書等提出期限

令和 7 年(2025年) 7 月 4 日 (金)

(4) プレゼンテーション

令和 7 年(2025年) 7 月 1 7 日 (木)

(5) 候補者決定

令和 7 年(2025年) 7 月下旬頃

10 参加表明書等の提出

本事業に係る提案に参加を希望する団体等は、下記の書類を提出し、書類審査及びプレゼンテーションを行います。

なお、参加表明書を提出する団体等が多数（6 団体以上）の場合には、審査委員会において、別表に定める選定基準により書類審査を実施し、参加団体等を制限することがあります。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）

② 草加市つどいの広場事業補助対象団体等選定申請書（第 1 号様式）

③ 団体等の定款、規約又はこれらに類する書類（任意様式）

④ 団体等の設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要が分かるもの（様式 2－1～2－3、パンフレット：任意様式）

⑤ 補助金交付年度の収支予算書及び事業計画書（任意様式）

⑥ 補助金交付年度の前年度の収支決算書及び事業報告書（任意様式）

⑦ 補助対象事業の収支予算書及び事業計画書（収支予算書：様式 3－1・3－2、事業計画書：様式 4・任意様式）

※ 収支予算書は令和 7 年度と令和 8 年度の 2 年分を提出してください。なお、令和 8 年度の補助金を確約するものではありません。毎年度予算の範囲内の金額となります。

※ 事業計画書は様式 4 と事業計画の詳細を任意様式で提出してください。

事業計画の詳細は、別表の選定基準「項目 2 つどいの広場事業計画」に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。事業計画の詳細に係る形式は A 4 サイズ、横書き、フォントサイズを 1 2 ポイントとし（図式は除く。）、簡素で分かりやすい記述をお願いします。

⑧ 施設の位置の地図（任意様式）

⑨ 施設改修の図面及び見積書の写し（任意様式）

(2) 提出部数

正本１部、副本１０部（書類形式はＡ４サイズでお願いします。また、提出書類は、前項の順番に綴じ、縦左２点穴開けファイル綴りにしてください。）

(3) 提出方法

下記「17 担当部署」へ持参によりお願いします。なお、提出時に書類を確認しますので、提出の際は可能な限り事前に電話連絡をし、書類引渡しの予約をしてください。また、郵送での受付は一切行いませんので、ご了承ください。

(4) 提出期限

令和７年(2025年)６月１８日（水）から令和７年(2025年)７月４日（金）まで（土日を除く。）

(5) 受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

11 募集要領等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

募集要領等に関する質問がある場合は、質問書（様式５）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「草加市つどいの広場事業補助金交付団体等募集要領に係る公募型プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

(2) 受付期間

令和７年(2025年)６月９日（月）午後５時まで（土・日を除く。）

(3) 質問に対する回答

後日、電子メールで回答しますが、公平を期すため、質問内容と回答はすべて令和７年(2025年)６月１７日（火）までに本市ホームページで公開します。

この回答については、募集要領をはじめとするプロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けませんので、ご了承ください。

(4) その他の問合せ

書類の記入方法等に関することは、窓口、電話で下記「17 担当部署」までご連絡いただければ、その場で回答しますが、この要領に関する質問は電話では受け付けませんので、ご了承ください。

12 プレゼンテーションの実施

提出した申請内容について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行っていただ

きます。

(1) 実施予定日

令和7年(2025年)7月17日(木)

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は2名以内とします。

原則として代表者、担当者、従業員とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

(3) 持ち時間

機器の接続を含むプレゼンテーション20分、質疑応答10分の合計30分を予定しています。

持ち時間は参加団体等の数により、変更する場合があります。

(4) その他

プレゼンテーションは別表の選定基準に沿って行うこととし、選定基準の項目内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、出席者が用意してください。

13 候補者の選定

審査委員会により、書類審査及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、審査委員会で協議の上、選定します。

なお、参加団体等が多数(6団体以上)の場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションに進める5団体を選定します。

また、最高得点となった者が審査委員会が定める基準点に満たなかった場合は、候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

(1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

(2) 選定結果の通知

審査委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加団体等全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

(3) 留意事項

参加団体等は、選定に関して審査委員会委員と接触してはいけません。選定に当たって接触の事実が認められた場合は、失格とします。

14 補助対象団体等の決定

上記「13 候補者の選定」で選定された者と交渉を行います。交渉が成立しない場合は、審査委員会による評価点数が高い者から順に交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・運営方法等）について保証するものではありません。内容については市と協議の上、変更となる場合があります。

15 提出書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

16 その他

- (1) プレゼンテーション前に提出書類、また、プレゼンテーション後に説明内容を補足するものとして、追加書類の提出を求める場合があります。
- (2) 提出書類等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、すべて参加団体等の負担とします。
- (3) 提出された書類等について、候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (4) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。参加団体等が無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (6) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。
- (7) 参加表明書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、本プロポーザルに係る連絡や質疑応答の対応に支障が出ないよう変更前と同等以上の能力を有する者としてください。
- (8) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。
- (9) 書類提出後に辞退する場合は、速やかに書面（様式任意、要代表者印）にて提出してください。

17 担当部署（問合せ先）

草加市こども未来部こども青少年課

児童・青少年係（勤労青少年ホーム内） 担当 吉田

電 話：０４８－９２８－６４２１（直通）

F A X：０４８－９２８－９６３２

E-mail：seishonen-home@city.soka.saitama.jp

※ 本募集に関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。必要な各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードすることができます。